

特別養護老人ホーム整備・運営事業者募集要項（令和4年度協議分）に関する質問事項への回答

足立区介護保険課
令和4年6月24日

NO	質問内容	回答
1	「定員150床程度」の妥当な範囲を示してほしい。特養170床や180床は妥当な範囲として認められるか。	「定員150床程度」の妥当な範囲ですが、整備予定地の広さや事業者の運営計画等により異なりますので、各事業者で適切な定員をご提案ください。なお、区の考え方は、社会福祉法人が介護報酬により継続的かつ安定的に施設を運営できるよう、施設規模として150床程度を基本としています。
2	多床室の床数30床以上、3割以内とは、特養定員の3割か。ショートステイ併設の場合は、ショートステイを含めた定員の3割になるか。 特養定員150床、ユニット型併設短期入所25床の場合の多床室の床数の最大数は何床か。	創設の場合、従来型多床室は、ショートステイの定員を含めず、特養定員の3割以内かつ30床以上です。 特養定員150床、ユニット型併設短期入所25床の場合、従来型多床室の床数は最大45床です。
3	特養の定員が150床の場合、従来型多床室の最大数は45床となるが、従来型個室は含まれるか。 例えば、4人部屋11室（従来型多床室44床）、従来型個室6床を整備してフロアの入居者数を50人とすることは可能か。	従来型個室は、従来型多床室の定員割合の制限の対象外となりますので、含みません。 そのため、従来型多床室44床、従来型個室6床を整備してフロアの入居者数を50人とすることも可能です。
4	新設法人での整備を計画している。提出書類No.98～100の書類（足立区ワークライフバランス推進認定企業認定証（写し）など）について、所持していない法人は公募に参加できない、もしくは著しく評価点が下がるか。	No99「足立区ワークライフバランス推進認定企業認定証」、No100「情報セキュリティを保証する指標に認定されていることを証明する書類」を所持していない法人も、公募に参加できます。 No98「足立区労働条件審査」については、労働条件の自己確認チェックシートとなりますので、必ずご提出ください。 評価点については、他の書類等と合わせた総合的な評価となります。
5	借地の場合も抵当権の解除は必要か。また、解除した後に、土地に借地権が設定され、そのあとに地主が当該土地に抵当権を設定することは可能か。	借地の場合も、抵当権の解除が必要です。また、その後も当該土地に抵当権を設定することはできません。
6	抵当権確約書は、抵当権を抹消することの同意書でもよいか。	抵当権を抹消することの同意書では、補助協議を受けることができません。抵当権抹消確約書の提出をお願いします。（東京都確認）